

2022年3月22日

定款の変更に関して

一般社団法人日本保育学会

会長 秋田喜代美

副会長 戸田 雅美

大方 美香

一般社団法人 日本保育学会「定款」一部変更の件は、定款 20 条 2 項に従い、2022 年 1 月に会員全員に実施いたしました定款変更の議決において、賛成多数をもって賛同を得て、2022 年 2 月 12 日理事会で報告承認されました。これによって、定款第 6 章学会資産と第 7 章 事業年度が変更されましたので、変更後定款を掲載し報告させていただきます。

この度の「定款変更に関する意向表明のお願い」に対して、多くの会員の皆様が大変高い関心をもって、極めて速やかにご協力いただきましたことに心より感謝申し上げます。

さらに、学会の運営及び未来に対し大変高い意識をもつ会員お一人お一人によって本学会が支えられていることを、改めて感じさせていただく機会ともなりました。今後とも、学会運営に対して、会長として理事・評議員の方々とともに、会員の皆様の付託に応えるべく真摯に心を尽くして臨んで参ります。

なお、本学会が基本財産を明記する理由は、今後も学会として記録に残し、会員の皆さまにご理解をいただきたいと考え、以下に記します。

本学会は、戦後間もない昭和 26 年に、故倉橋惣三を初代会長として発足した保育関連としては最も歴史ある学会です。発足当時から、倉橋家より当時多額な寄付があったとの記録もあり、さらに、2 代目以降の会長や関係する多くの方々の寄付が存在することによって学会が維持発展してきたという事実があります。さらには、毎年の大会運営に当たってきた多くの会員の努力や開催校の協力による経費削減によって現在の「基本財産」が形成され維持されてきました。その努力により、15 年前、会員数が約 4000 名であったにも関わらず、現在の会員数約 6000 名とほぼ同額（現在の 95%）の「基本財産」がすでに形成されていました。これは、各時代の会員が、本学会の目的とする事業が未来に続くため、先人たちから私たちに託された願いを大切に継承してきた結果だと考えます。

以上の理由から、先人たちから託された本学会の使命を、今後も未来に向け永続的に果たしていくため、この度、定款に「基本財産」を明記することを提案します。

以上